

□当協会ホームページのトップページ右上のバナーに、「熊本県熊本地方を震源とする地震および災害支援に関する情報」をまとめています。厚生労働省から発出されている各種連絡、協会から配信しているお知らせ等、随時更新しています。

□義援金の募集を始めました。用途により2つの口座を設けました。

◀用途：被災者、会員への支援・日本赤十字社への寄付等▶

銀行口座 銀行名：東京都民銀行 日本橋支店
口座番号：普通預金 5017041
口座名：一般社団法人日本介護支援専門員協会
熊本地方震災における義援金

◀用途：当協会 災害活動資金▶

銀行口座 銀行名：東京都民銀行 日本橋支店
口座番号：普通預金 5017032
口座名：一般社団法人日本介護支援専門員協会
熊本地方震災における支援活動費

※ 恐縮ですが、振込手数料・払込手数料はご負担ください。

※ 税務上の控除負担とはなりません。

○受付開始

平成28年4月19日～

◆当協会から派遣する介護支援専門員ボランティアについて◆

□現在、現地で調整中です。

募集要項など詳細が決まり次第、ご案内いたします。

□平成28年（2016年）熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示等について（老健局各室課→各都道府県介護保険担当主管部（局）、当協会宛て事務連絡）（平成28年4月18日付）

<http://www.jcma.or.jp/images/160419kumamotohihokensyasyo.pdf>

- ・被保険者証等の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。
- ・要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。
- ・新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

◆避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について◆

□避難生活が長期化する中、避難所等で生活される被災者の健康を守るための対策が、より一層重要となってきます。

□エコノミークラス症候群とは・・・

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発するしり恐れがあります。

≪予防のために心掛けると良いこと≫

(1)ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う

(2)十分にこまめに水分を取る

(3)アルコールを控える。できれば禁煙する

(4)ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない

(5)かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする

(6)眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

□詳しくは厚生労働省ホームページ 平成28年熊本地震関連情報

避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について(平成28年4月19日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431.html>

◆情報をお寄せください◆

当協会では会員の皆様および要介護者に関する情報を収集しています。
被災地での困りごと、要望など何でもお知らせください。

- (1) 被災地域においてケアマネジャーが担当している要介護者等の把握などに際して、現在、大きな課題となっていること（例：人手不足）
- (2) 今後、支援活動を展開していく中で課題になると考えられることなど